

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

栗原市は宮城県の北部、岩手県との県境、東北の中心付近に位置しており、東北新幹線「くりこま高原駅」や東北自動車道の2つのインターチェンジが整備されているなど、高速交通網に恵まれており、この優れた高速交通体系等の地域資源を活用し、市では戦略的な企業誘致を進めてきた。

これは、産業構造を見ると明らかで、令和2年の産業別就業人口や産業別総生産額は、多い順から第3次産業、第2次産業、第1次産業となっており、宮城県全体と比較しても、割合に違いがあるものの同じ構造となっている。

第1次産業の就業人口割合が県全体の割合よりも多いことは、市全体が農業を基幹産業としていることを示しており、第2次産業の割合が多いことは、企業誘致を積極的に進めてきたこと、第3次産業の割合が少ないことは商業施設やサービス業の集積が周辺地域に比べると少ないことを示している。(表1参照)

このように、市では企業にとって魅力ある支援策を講じており、平成28年に整備した工業団地には、分譲開始直後から順調に企業の立地が進むなど、特に自動車部品製造企業の立地が顕著となっている。

しかし、これまで取り組んできた既存企業の経営安定化や企業誘致等の施策によって、市内への新たな企業の進出と中小企業を中心とした既存企業による受注拡大、事業所の拡張・増設も促進され、雇用の場の創出につながっている一方、自動車部品製造企業等の相次ぐ進出に伴い労働力不足が深刻化しており、今後も全国的な雇用情勢の改善や、労働需要の高まり等により、一層の人手不足が懸念される状況にある。

また、人手不足の要因として、生産年齢人口(15～64歳)の減少も挙げられる。市総合計画では、市の人口は年々減少し、令和8年における人口は約59,100人と見込んでおり、各年齢区分別人口(総人口に対する割合)で見ると年少人口(15歳未満)が約5,990人(10.1%)、生産年齢人口は約27,290人(46.1%)、老年人口(65歳以上)が約25,790人(43.6%)と推測され、生産年齢人口が減少し労働力や生産力が不足することによって、雇用の質と量が低下する恐れがあり、企業の撤退を始め産業活動の縮小が予想される。

このように、今後想定される少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応、国内マーケットの縮小等厳しい事業環境に対応していくためには、新しい事業展開が次々に起こる環境創出が不可欠である。本市としては、中小企業・小規模事業者等が、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させるなど設備投資を通じて労働生産性を飛躍的に向上させることで、イノベーションの原動力となるような差別性の高い商品・サービスの開発、提供が実現し、地域産業の高度化・発展、中小企

業・小規模事業者等の収益力向上につなげる取組を支援するなど、企業魅力度の高い自治体として安定した仕事・雇用が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制と移住を促進することで、人口減少に歯止めをかけ、市民が仕事に対し高い満足度を得られる暮らしたいまちを実現する。

(表1) 産業別就業人口 (令和2年国勢調査)

| 区分 | 栗原市 | | 宮城県 | |
|-------|--------|--------|---------|--------|
| | 人数 (人) | 比率 (%) | 人数 (人) | 比率 (%) |
| 第1次産業 | 4,925 | 14.8 | 47,651 | 4.0 |
| 第2次産業 | 9,214 | 27.7 | 263,229 | 22.3 |
| 第3次産業 | 19,080 | 57.4 | 870,238 | 73.7 |

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に、15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

[算定式]

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

労働投入量

(労働者数 又は 労働者数×1人当たり年間就業時間)

2 先端設備等の種類

前述のとおり、栗原市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

栗原市の面積は804.97k㎡と県内最大で、域内には中小企業・小規模事業者等が点在している。

このため、より多くの中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現する観点から、対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市の就業人口は、令和2年は33,219人で、平成27年の32,803人と比較すると、416人増加しており、産業別には平成27年と令和2年を比較すると、第1次産業については4,834人から4,925人(+91人)に、第2次産業は9,195人から9,214人(+19人)に、第3次産業は18,774人から19,080人(+306人)となっている。

産業別生産額の構成については、就業人口と同様の構成になっており、平成30年度における市の総生産額(231,081百万円)に占める割合でもっとも大きいのは第3次産業の61.5%(143,614百万円)、次に第2次産業の32.6%(75,916百万円)、第1次産業は5.8%(75,916百万円)である。

第1次産業では、先行きの見えない米価、米政策の大転換、担い手不足や高齢化の課題等、厳しい状況が続いている。第2次産業においても、景気低迷により事業所数及び従業者数は減少傾向にある。第3次産業については、既存商店街の衰退や平成20年岩手・宮城内陸地震、さらには東日本大震災により観光産業に大きな影響を受けた。

このように、第2次産業、第3次産業については、全体に占める割合が就業人口は8割以上、市内総生産額は9割以上と非常に高く、地域経済に与える影響は大きいものの、その事業環境は非常に厳しいものとなっている。また、市の基幹産業である第1次産業についても、生産量の減少によるブランド力の低下を避けるには、生産体制の改善、強化が必要である。

これらのことから、地域経済が持続的に成長するには第1次産業から第3次産業まで幅広く中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上が不可欠であるため、本計画の対象業種は標準産業分類における全ての業種とし、その対象事業は、既存製品の改良・改善や新商品の開発、生産プロセスの改善など多岐にわたるため、先端設備の導入により労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日～ 令和7年6月25日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入に際し、次の事項に該当する場合は先端設備等導入計画の認定の対象とはしない。

- ①人員削減を目的とした取り組み
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの
- ③市税を滞納している者（事業所）

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。